

平成25年度南大隅町議会定例会3月会議 会議録（第1号）

招集年月日 平成25年5月1日
招集の場所 南大隅町議会議事堂
開 会 平成25年5月1日 午前10時

開 議 平成26年3月4日 午前10時

応招議員

1番 浪瀬 敦郎 君	6番 日高 孝壽 君	10番 大塚 成章 君
2番 持留 秋男 君	7番 水谷 俊一 君	11番 大内田 憲治 君
3番 松元 勇治 君	8番 大久保 孝司 君	12番 川原 拓郎 君
5番 平原 熊次 君	9番 井之上 一弘 君	13番 大村 明雄 君

不応招議員 なし
出席議員 全員
欠席議員 なし

地方自治法第121条の規定による出席者

町長	森田 俊彦 君	介護福祉課長	水流 祥雅 君
副町長	欠席 君	経済課長	竹野 洋一 君
教育長	山崎 洋一 君	教育振興課長	尾辻 正美 君
総務課長	石畑 博 君	税務課長	石走 和人 君
支所長	馬見塚 大助 君	建設課長	伊比礼 純一 君
会計管理者	小田 清典 君	町民保健課長	田中 明郎 君
企画振興課長	木佐貫 徳和 君	総務課主幹	相羽 康徳 君
財産運用課長	川辺 和博 君	財政係長	中之浦 伸一 君

職務のための出席者 : (議会事務局長) 大久保 清昭 君 (書記) 加藤 友教 君

提出議案 : 別紙のとおり

会議録署名議員 : (5番) 平原 熊次 君 (6番) 日高 孝壽 君

議事の経過 : 別紙のとおり

散 会 : 平成26年3月4日 午後2時3分

▼ 開 議

議長（大村明雄君）

ただいまから、平成25年度南大隅町議会定例会3月会議を開きます。
議事日程表により本日の会議を開きます。
本日の議事日程は、あらかじめ配布したとおりであります。

▼ 日程第1 会議録署名議員の指名

議長（大村明雄君）

日程第1 会議録署名議員の指名を行います。
会議録署名議員は、会議規則第121条の規定によって、平原熊次君及び日高孝壽君を指名します。

▼ 日程第2 審議期間の決定

議長（大村明雄君）

日程第2 審議期間の決定の件を議題とします。
3月会議の審議期間は、本日から3月25日までの22日間にしたいと思います。
ご異議ありませんか。

「なし」という者あり

議長（大村明雄君）

異議なしと認めます。
したがって、3月会議の審議期間は、本日から3月25日までの22日間に決定しました。

▼ 日程第3 諸般の報告

議長（大村明雄君）

日程第3 これから諸般の報告を行います。
本日までに受理した陳情は、お手元にお配りしました陳情書の写しのとおり、配布及び所管の常任委員会に付託しましたので報告します。
一般的事項につきましては、お手元に印刷配布いたしておりますので、口頭報告を省略いたします。

▼ 日程第4 議案第47号 南大隅町学校施設整備基金条例制定の件

議長（大村明雄君）

日程第4 議案第47号 南大隅町学校施設整備基金条例制定の件を議題とします。
本案について、提案理由の説明を求めます。

[町長 森田 俊彦 君 登壇]

町長（森田俊彦君）

おはようございます。

議案第47号は、南大隅町学校施設整備基金条例制定の件であります。

本案は、平成24年度末の小学校統合に伴い、閉校となった学校施設の有効活用を図るため、国が定める「公立学校施設の財産処分手続き」に必要となる「南大隅町学校施設整備基金」を設置しようとするものであります。

本基金を設置の上、必要額を同基金に積み立てることにより、一定の財産処分については、国庫補助金等の返納が免除されるものであります。

よろしくご審議、ご決定下さいますようお願いいたします。

議長（大村明雄君）

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

「なし」という者あり

議長（大村明雄君）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

「なし」という者あり

議長（大村明雄君）

討論なしと認めます。

これから、議案第47号 南大隅町学校施設整備基金条例制定の件を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

「なし」という者あり

議長（大村明雄君）

異議なしと認めます。

したがって、議案第47号 南大隅町学校施設整備基金条例制定の件は、原案のとおり可決されました。

- ▼ 日程第 5 議案第48号 平成25年度南大隅町一般会計補正予算（第12号）について
- ▼ 日程第 6 議案第49号 平成25年度南大隅町国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）について
- ▼ 日程第 7 議案第50号 平成25年度南大隅町簡易水道事業特別会計補正予算（第5号）について
- ▼ 日程第 8 議案第51号 平成25年度南大隅町診療所事業特別会計補正予算（第4号）について
- ▼ 日程第 9 議案第52号 平成25年度南大隅町介護保険事業（保険事業勘定）特別会計補正予算（第3号）について
- ▼ 日程第10 議案第53号 平成25年度南大隅町介護保険事業（サービス事業勘定）特別会計補正予算（第1号）について
- ▼ 日程第11 議案第54号 平成25年度南大隅町下水道事業特別会計補正予算（第2号）について
- ▼ 日程第12 議案第55号 平成25年度南大隅町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第2号）について

議長（大村明雄君）

日程第5 議案第48号 平成25年度南大隅町一般会計補正予算（第12号）についてから、日程第12 議案第55号 平成25年度南大隅町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第2号）についてまで、以上8件を一括議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

〔 町長 森田 俊彦 君 登壇 〕

町長（森田俊彦君）

ただ今、一括提案となりました、議案第48号から議案第55号までの8件について提案理由の説明を申し上げます。

議案第48号は、平成25年度南大隅町一般会計補正予算（第12号）についてであります。

本案は、既定の歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ3千9百68万8千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ66億5千6百45万6千円とするものであります。

今回の補正の主なものは、歳入歳出予算では、歳出予算において、財政調整基金積立金、学校施設整備基金積立金、公債費償還金等の計上及び事務事業の決算見込みによる増減を行い、一方、歳入予算では、歳出の増減に伴う、特定財源、一般財源について調整したところでございます。

また、第2条では、次年度への繰り越しが必要な6事業について、繰越明許費の設定を、第3条では、後期高齢者医療広域連合への派遣職員に係る住宅等賃借料の債務負担行為の追加を、第4条では、地方債の借入限度額の変更を行うものであります。

次に、議案第49号は、平成25年度南大隅町国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）についてであります。

本案は、既定の歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ、7百95万3千円を減額し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ15億5千8百7万6千円とするものであります。

今回の補正の主なものは、歳出において、保険給付費等の決算見込みによる増減を行い、一方、歳入予算では、国庫支出金、共同事業交付金、基金繰入金等について調整したところでございます。

次に議案第50号は、平成25年度南大隅町簡易水道事業特別会計補正予算（第5号）についてであります。

本案は、既定の歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ1千66万8千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億8千2百22万9千円とするものであります。

今回の補正は、配水管敷設替工事及び事務事業費の決算見込みによる調整と、それに伴う一般会計繰入金及び町債等の財源調整でございます。

また、第2条においては、既定の地方債の借入限度額の変更を行うものであります。

次に、議案第51号は、平成25年度南大隅町診療所事業特別会計補正予算（第4号）についてであります。

本案は、既定の歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ6百46万5千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ7千7百91万6千円とするものであります。

歳入歳出の主なものとしましては、不用額の減額と、それに伴う県補助金、一般会計繰入金の減額及び使用料収入の増額等であります。

次に、議案第52号は、平成25年度南大隅町介護保険事業（保険事業勘定）特別会計補正予算（第3号）についてであります。

本案は、既定の歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ1千43万6千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ12億2千7百33万1千円とするものであります。

歳入歳出の主なものとしましては、保険給付費等不用額の減額及びそれに伴う国庫支出金、県支出金、支払基金交付金の調整等であります。

次に、議案第53号は、平成25年度南大隅町介護保険事業（サービス事業勘定）特別会計補正予算（第1号）についてであります。

本案は、既定の歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ55万4千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1千2百23万1千円とするものであります。

今回の補正は、決算見込みにより、歳入歳出予算の調整を行ったものであります。

次に議案第54号は、平成25年度南大隅町下水道事業特別会計補正予算（第2号）に

ついてであります。

本案は、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ48万4千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5千39万3千円とするものであります。

今回の補正は、決算見込みにより、歳入歳出予算の調整を行ったものであります。

次に、議案第55号は、平成25年度南大隅町後期高齢者医療事業特別会計補正予算(第2号)についてであります。

本案は、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ46万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億3千5百万円とするものであります。

歳入歳出の主なものとしましては、保険料の増額による広域連合納付金の増額等であります。

詳細につきましては、担当課長に説明させますので、よろしくご審議、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

総務課長(石畑博君)

それでは、議案第48号 一般会計補正予算(第12号)についてご説明いたします。

まず、1ページでございます。

議案第48号 平成25年度南大隅町一般会計補正予算(第12号)、平成25年度南大隅町の一般会計補正予算(第12号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ3千9百68万8千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ66億5千6百45万6千円とする。

2 歳入歳出予算補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

(繰越明許費)第2条 地方自治法第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第2表 繰越明許費」による。

(債務負担行為の補正)第3条 債務負担行為の追加は、「第3表 債務負担行為補正」による。

(地方債の補正)第4条 地方債の変更は、「第4表 地方債補正」による。

7ページをお願いいたします。

第2表 繰越明許費 今回お願いいたしますのは、2款の総務費で定住促進住宅取得資金補助金として百35万円を、3款 民生費で安心こども基金総合対策事業として百66万9千円を、5款 農林水産業費で肉豚生産効率化事業として4千9百22万5千円を、7款の土木費で社会資本整備事業(橋梁補修)に1千2百50万円を、同じく社会資本整備事業(町道佐多岬公園線トンネル調査)に4百万円を、町道川内線道路改良補修事業に1億5百88万円、計6件 合計金額1億7千4百62万4千円を、翌年度へ繰り越し設定させていただいたところでございます。

続いて第3表 債務負担行為補正 これは、鹿児島市の鹿児島県後期高齢者連合に職員を派遣することに伴う住宅等の賃借料で、期間は平成26年度から平成28年度、限度額は3百23万7千円でございます。

続いて第4表 地方債補正 これは各事業の実績及び精算見込みによる調整をいたしております。過疎地域自立促進特別事業の補正前限度額9千7百10万円を補正後9千900万円に、同じく漁港建設事業の2千600万円を2千200万円に、道路橋梁整備事業

の2億9千6百60万円を2億9千3百50万円に、それぞれ限度額を変更するものでございます。なお、起債の方法、利率、償還の方法については、補正前と変更はございません。

続いて10ページをお願いいたします。

まず歳入でございますが、全体としましては各事業の実績及び実績見込に基づく予算の調整であります。1款の町税は精算見込みによる調整を、12款の分担金及び負担金から11ページの13款 使用料及び手数料については、精算見込みによる調整、同じく11ページの中段でございますが、14款 国庫支出金から次のページ、13ページの15款 県支出金に係ります負担金及び補助金・委託金については、各事業及び委託業務等の実績に基づく精算並びに精算見込による調整であります。

続いて14ページをお願いいたします。

16款 財産収入については、2項 財産売却収入として、佐多伊座敷地区の土地売却収入百19万9千円及び旧小学校長住宅2棟分の土地建物売却収入6百79万3千円を、17款 寄附金のふるさと納税寄附金に百1万5千円、20款 諸収入には、4項 雑入の15ページ中段でございますが、県市町村振興協会市町村交付金として3百40万1千円を計上いたしております。

同じく15ページでございますが、21款 町債については、地方債における事業実績に基づく調整を行っております。

続いて16ページをお願いいたします。

歳出でございますが、議会費、総務費については実績に基づく減額の補正であります。

17ページをお願いいたします。

11目 財政調整基金費に剰余金積立金として1億3千41万5千円を計上、14目 ふるさとおこし基金費に積立金として百50万円をそれぞれ計上いたしております。ちなみに、補正後の財政調整基金の残高は15億2千3百56万2千円、ふるさとおこし基金の残高は11億6千9百15万5千円でございます。

続きまして18ページをお願いいたします。

2項 徴税费から19ページ6項 監査委員費につきましては、事業実績に基づく減額の補正であります。

続いて20ページをお開きいただきたいと思います。

3款 民生費 1項 社会福祉費において、4目 障害者福祉費に自立支援給付システム改修に係る電算システム設定委託料44万1千円、ストマ利用件数の増によります日常生活用具に40万円を計上し、続いて21ページ8目 後期高齢者医療費については、鹿児島県後期高齢者連合への職員派遣に係る住宅等の保険料及び住宅等賃借料を計上、11目 認知症初期集中支援チーム設置促進モデル事業については、ハートフォーラム研修に係る研修旅費10万円を計上、2項 児童福祉費の13委託料の放課後児童健全育成事業と、下段の保育対策等促進事業の増額計上については、利用日数と県単価改定に伴う調整でございます。

続いて24ページをお願いいたします。

5款 農林水産業費 1項 農業費の緑茶加工施設整備基金積立金百10万円については、緑茶加工施設使用料として収入された金額を基金に積み立てたものでございます。

続いて26ページをお願いいたします。

6款 商工費 1項 商工費におきましては、貸付の増によりまして商工業振興資金利子補給事業補助金として75万円を計上いたしております。

30ページをお願いいたします。

9款 教育費 1項 教育総務費の学校施設整備基金積立金として3百万円を計上いたしております。これは、旧竹之浦小学校長住宅と旧大中尾小学校長住宅の売却に伴いまして、国庫に納付することとなる補助金相当額について、国の承認を受けて基金に積み立てるものでございます。

最終36ページをお願いいたします。

11款 公債費の償還金2百60万6千円は、旧竹之浦小学校長住宅の売却に伴う簡保資金の繰上償還の計上であります。

今回の補正につきましては、ほとんどが事業実績に伴います予算等の調整となっております。

以上、よろしくお願い申し上げます。

町民保健課長（田中明郎君）

議案第49号 平成25年度南大隅町国民健康保険事業特別会計補正予算(第4号)、平成25年度南大隅町の国民健康保険事業特別会計補正予算(第4号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正) 第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ7百95万3千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ15億5千8百7万6千円とする。

2 歳入歳出予算補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

6ページをお開きください。

1款 国民健康保険税 1目 一般被保険者国民健康保険税8百10万円を計上しております。これは所得更生に伴う増収分であります。

3款 国庫支出金 1目 療養給付費等負担金5千6百40万6千円を減額致します。3款 国庫支出金 1目 財政調整交付金2千1百37万6千円を減額致します。

4款 療養費給付費等交付金 1目 療養費給付費等交付金1千85万8千円を計上致します。

7款 共同事業交付金 1目 高額医療費共同事業交付金3百39万円を計上致します。これは高額医療共同事業交付金一件が80万円以上の治療費に対して、財政負担が一時的に増大するために共同で取り組む事業分であります。7款 共同事業交付金 2目 保険財政共同安定化事業交付金2千6百18万3千円を減額致します。

9款 繰入金 1目 基金繰入金7千4百30万7千円を計上致します。

8ページをお開きください。

2款 保険給付費 1目 一般被保険者高額療養費2百4千円を計上致します。

7款 共同事業拠出金 2目 保険財政共同安定化事業拠出金6百92万円を減額致します。

以上よろしくお願いいたします。

建設課長（伊比礼純一君）

それでは、議案第50号でございます。

議案第50号 平成25年度南大隅町簡易水道事業特別会計補正予算(第5号)、平成25年度南大隅町の簡易水道事業特別会計補正予算(第5号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正) 第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1千66万8千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億8千2百22万9千円とする。

2 歳入歳出予算補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

(地方債の補正) 第2条 地方債の変更は、「第2表 地方債補正」による。

4 ページをお開き下さい。

第2表 地方債補正(変更) 起債の目的 簡易水道事業、限度額1千3百20万円を補正後限度額6百20万円とするものでございます。なお、起債の方法、利率、償還の方法につきましては補正前に同じでございます。

7 ページをお開き下さい。

歳入でございますが、主なものとしまして第1款 事業収入のうち水道使用料につきましては、滞納繰越分67万円を追加し、一般会計繰入金につきましては、事業費等の調整により5百28万9千円を減額し、簡易水道事業債につきましても7百万円を減額しようとするものでございます。

次、8 ページでございます。

歳出でございますが、主なものとしまして一般管理費、それから簡易水道管理費につきまして、いずれも事業費等の決算見込みにより減額するものでございます。このうち簡易水道管理費の工事請負費の減額につきましては、当初貫見地区の配水管敷設換えも見込んでおりましたが、この地区が路面補修工事も必要になりましたことから、新年度に路面補修と配水管敷設換えを並行して計画することといたしまして、含めて減額するものでございます。

以上でございます。

支所長(馬見塚大助君)

南大隅町診療所事業特別会計補正予算について、ご説明いたします。

議案第51号 平成25年度南大隅町診療所事業特別会計補正予算(第4号)、平成25年度南大隅町の診療所事業特別会計補正予算(第4号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正) 第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ6百46万5千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ7千7百91万6千円とする。

2 歳入歳出予算補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

6 ページをお開きください。

歳入でございますが、主なものとしまして、1款 使用料及び手数料 1目の診療使用料を百45万6千円増額し、歳出の不用額の整理などにより3款 1目の一般会計繰入金を7百89万4千円減額しようとするものであります。

7 ページでございます。

歳出でございますが、不用額の整理による減額であります。主なものとしまして、1款 総務費 2目 大泊・郡診療所一般管理費の在宅酸素使用料81万円、派遣医師負担金2百70万円の減額をしようとするものであります。

以上、ご審議方よろしくお願いいたします。

介護福祉課長(水流祥雅君)

次に、議案第52号をお願いいたします。

平成25年度南大隅町介護保険事業（保険事業勘定）特別会計補正予算（第3号）についてであります。平成25年度南大隅町の介護保険事業（保険事業勘定）特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1千43万6千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ12億2千7百33万1千円とする。

2 歳入歳出予算補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

8ページをお開き下さい。

今回の補正予算は保険給付費と不用額の減額に伴う国庫支出金並びに県支出金等の調整を行うものでございます。まず、2款1項1目の居宅介護サービス給付費ですが、ヘルパー等の居宅介護サービス給付費に1百80万、2目の施設介護サービス給付費では、養護老人ホーム等の施設介護サービス給付費といたしまして2百50万円追加しております。

また、3目の地域密着型介護サービス給付費では、グループホームに関する不用額といたしまして、6百2万円減額しております。

同じく9ページでは、同様に保険給付費不用額を減額しております。

また、10ページにおきましては、2款5項1目の特定入所者介護サービス費をショートステイに関する不足額として150万円追加し、その他の保険給付費は不用額として減額したものでございます。

下段の3款1項介護予防事業費では、介護予防のための運動教室の不用額といたしまして96万円減額しております。

11ページでは、3款2項2目の任意事業としまして、福祉介護手当を1百92万4千円減額しております。

次に、これの不用額等に伴う交付金といたしまして、6ページをお開き下さい。

3款 支払基金交付金が6百61万1千円、4款1項の国庫負担金が64万3千円減額しておりますが、2項1目の調整交付金では施設介護サービス費等の増加に伴う1千7百78万円追加しております。

また、7ページ、5款1項の県負担金を2百60万8千円、2項 県補助金を50万9千円減額し、7款 繰入金でも不用額としまして、一般会計及び基金からの繰入れを減額しております。

尚、参考までに申し上げますが、現時点での基金残高が7千5百4万5千4百28円となっております。本年度策定する第6期介護保険策定計画におきましても、十分自己資金としての主力はあるものと判断しております。

次に議案53号をお願いいたします。

平成25年度南大隅町介護保険事業（サービス事業勘定）特別会計補正予算（第1号）についてであります。平成25年度南大隅町の介護保険事業（サービス事業勘定）特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ55万4千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1千2百23万1千円とする。

2 歳入歳出予算補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

7ページをお開き下さい。

総務費の一般管理費不用額といたしまして、55万4千円減額しております。

また、これに伴いまして、6ページ、一般会計からの繰入れを同額減額しようとするものであります。

以上、ご審議方よろしくお願ひ申し上げます。

経済課長（竹野洋一君）

議案第54号でございます。

平成25年度南大隅町下水道事業特別会計補正予算(第2号)についてでございますが、平成25年度南大隅町の下水道事業特別会計補正予算(第2号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ48万4千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5千39万3千円とする。

2 歳入歳出予算補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

6ページをお開き下さい。

歳入でございますが、第2款 繰入金を48万4千円減額をいたしますが、これは歳出予算の減額による繰入金分の減額調整をするものでございます。

7ページでございますが、歳出でございます。

第1款 総務費の需用費でございますけれども、決算見込みによる減額分で48万4千円を減額するものでございます。

以上、よろしくお願ひいたします。

町民保健課長（田中明郎君）

議案第55号 平成25年度南大隅町後期高齢者医療事業特別会計補正予算(第2号)、平成25年度南大隅町の後期高齢者医療事業特別会計補正予算(第2号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ46万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億3千5百万円とする。

2 歳入歳出予算補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

6ページをお開きください。歳入でございます。

1款 後期高齢者医療保険料 1目 特別徴収保険料24万9千円を減額し、2目 普通徴収保険料81万3千円を計上致します。

7ページをお開き下さい。歳出でございます。

2款 後期高齢者医療広域連合納付金 1目 後期高齢者医療広域連合納付金96万4千円を計上致します。これは医療費被保険者保険料の分でございます。

4款 諸支出金 2目 還付金40万円を減額するものであります。

以上、よろしくお願ひいたします。

議長（大村明雄君）

これから質疑を行います。

議案第48号 平成25年度南大隅町一般会計補正予算（第12号）について、質疑は

ありませんか。

8番（大久保孝司君）

老人クラブの単一、単老人クラブ、単老ですね、単老への補助金が県の30名以上の単老、そして、町の方からは町として、

（「大久保議員、何ページのどこ。」 と議長の声あり）

ごめんなさい。

20ページ、老人福祉費の補助金に関してですけれども、当初の中です、県の単老に対しての30名以上の補助金、そして、町として以前は30名だったのが25年度においては15名という枠を下げてですね、そして、単老に補助をやった訳ですけれども、現在その12万4千円の減額をされているんですが、現状の中で24年度、25年度と比較して、どれほどこの単老が少なくなったのか、30名以上が少なくなったのか、15名以上、単老そのものがなくなってきたのかをひとつお願いします。

それと、24ページの若い農業入植者促進事業のことで、当初の中で108万9千円の事業として予算を立てられましたよね。いわば、その一人3万円の12月分の3名分ということでこられたんですが、今回これが全額減額されておりますが、一人もこの若い入植者がいなかったということ。そして、それと同時に候補になる人達がひとりもいなかったのか。

それとですね、野菜振興対策事業8月議会において、そうか病対策として、ふすま或いは、フロンサイド等を助成するというので、おそらく120ヘクタールぐらいだったと思うんですが、4百36万円の予算を立てられて、その中でも3百6万9千円の減額がされております。これの周知をされなかったのか、そこら辺りの実情というものをお聞かせ下さい。

町長（森田俊彦君）

介護福祉課長に説明させます。

介護福祉課長（水流祥雅君）

1番目のご質問についてお答え致します。

まずは、今回補正減の12万4千円の主な理由と致しまして、現在26単老の中で会員もそれぞれ減少して参っております。また、今回の補正減の一番の理由と致しましては、新規発足も社協等が一応勧誘しておりますけれども、新規発足の単位老人クラブを5個ほど当初見積もってございました。それが進展がなかったという事でございます。

以上です。

町長（森田俊彦君）

後の2点につきましては、経済課長の方で説明させます。

経済課長（竹野洋一君）

まず、若い農業者入植促進事業の減額についてでございますが、新規の就農者につきましては、現実には1名も対象として入れなかったというのは現実でございますが、一方では、

青年就農給付金といいます新規に国の事業によりまして、1名は新規に選任を致しましたが、その他に数名は該当になるような方というのはあった訳でございますけれども、特に目につきましたのは、そういう方を個々にあつた事例はありましたが、こういう町の事業につきましても、5年以上この農業に就農をするという事を決まりとしておりますけれども、こういった部分について、まだ自分で自信がないというような事で、その数名の方々については、まだ継続をしながら意欲を沸くような方向に持っていくというような指導、そういったものを行っているのが現状でございます。

それから、野菜振興対策事業でございますが、こちらにつきましましては先にお願いをしたところでございましたけれども、現在の実績を少し申し上げたいと思います。ご存知のとおりバレイショの対策の為に、ふすま、それからフロンサイド粉剤、それからオラクル粒剤等の助成を行いました。この事業としてバレイショの作付け農家が約500名弱いらっしゃいますけれども、その中で今回これに対して申し込みをされた方が99名でございました。

99名で実績と致しまして、特にふすまの購入をされた方、これが購入数が1,678袋ございました。それからフロンサイド粉剤が1,998袋ですね。それからオラクル粒剤これが62袋でございますが、合計を致しましてこの金額が3百77万8千2百45円という金額があった訳でございますけれども、これの3分の1をとという事で当初予算の中でお願いを致しておりましたので、3分の1程度という形になってしまったところでございますけれども、これにつきましては、バレイショ部会、こちらの方に周知をお願い致しまして、個々に全体には浸透したものと見ておりますけれども、その中で結果としてこれだけになったという事でございますので、ご了解いただきたいと思ひます。

議長（大村明雄君）

他に質疑はありませんか。

7番（水谷俊一君）

引き続いて24ページ、5款 農林水産業費の4目 振興施設費ですね。これで先程百10万円の補正の原資は全て使用料であるというふうに総務課長の方からお伺いしたような気がしたんですが、それはそれでよかったかなという、分かりますか、4目。

（「言ったよ。使用料をそのまま基金に積み立てる。」 と議長の声あり）

使用料ということですが、それがいいのか、その辺の内容。

また、使用料が最初のだいたい予算では、だいたい20万ちょっとぐらいしか見ていなかったというふうに思うんですが、この業務的な内容的に使用される方が増えたのか、その辺の内容と増額された理由等が分かればご説明いただきます。

そして、最後に基金の残高が分かれば、ご説明下さい。

町長（森田俊彦君）

担当課長に説明させます。

総務課長（石畑博君）

ちょっと質問に前後しますけれども、今おっしゃいました基金の残高ですが、平成25年

度末の基金残高という事で、緑茶加工施設整備基金にですね、4千6百64万7千円でございます。よろしいですか。後については経済課長の方で。

経済課長（竹野洋一君）

議員がおっしゃいましたとおり、当初見込みと致しましては、20万程度という事で見込んでおりましたけれども、例年実績を見ていきますと、百万程度のものがございまして、今回、実績見込みが百30万円あるものですから、それに対して今回、当初見込みがあまかった部分もあるかもしれませんが、百10万円を増額をさせていただいたという事でございます。使用料でございます。

議長（大村明雄君）

よろしいですか。
他に質疑はありませんか。
ありませんか。

「なし」という者あり

議長（大村明雄君）

質疑なしと認めます。
これから討論を行います。
討論はありませんか。

「なし」という者あり

議長（大村明雄君）

討論なしと認めます。
これから、議案第48号 平成25年度南大隅町一般会計補正予算（第12号）についてを採決します。
お諮りします。
本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

「なし」という者あり

議長（大村明雄君）

異議なしと認めます。
したがって、議案第48号 平成25年度南大隅町一般会計補正予算（第12号）については、原案のとおり可決されました。
これから質疑を行います。
議案第49号 平成25年度南大隅町国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）について、質疑はありませんか。

「なし」という者あり

議長（大村明雄君）

質疑なしと認めます。
これから討論を行います。
討論はありませんか。

「なし」という者あり

議長（大村明雄君）

討論なしと認めます。
これから、議案第49号 平成25年度南大隅町国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）についてを採決します。
お諮りします。
本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

「なし」という者あり

議長（大村明雄君）

異議なしと認めます。
したがって、議案第49号 平成25年度南大隅町国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）については、原案のとおり可決されました。
これから質疑を行います。
議案第50号 平成25年度南大隅町簡易水道事業特別会計補正予算（第5号）について、質疑はありませんか。

「なし」という者あり

議長（大村明雄君）

質疑なしと認めます。
これから討論を行います。
討論はありませんか。

「なし」という者あり

議長（大村明雄君）

討論なしと認めます。
これから、議案第50号 平成25年度南大隅町簡易水道事業特別会計補正予算（第5

号) についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

「なし」という者あり

議長（大村明雄君）

異議なしと認めます。

したがって、議案第50号 平成25年度南大隅町簡易水道事業特別会計補正予算（第5号）については、原案のとおり可決されました。

これから質疑を行います。

議案第51号 平成25年度南大隅町診療所事業特別会計補正予算（第4号）について、質疑はありませんか。

「なし」という者あり

議長（大村明雄君）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

「なし」という者あり

議長（大村明雄君）

討論なしと認めます。

これから、議案第51号 平成25年度南大隅町診療所事業特別会計補正予算（第4号）についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

「なし」という者あり

議長（大村明雄君）

異議なしと認めます。

したがって、議案第51号 平成25年度南大隅町診療所事業特別会計補正予算（第4号）については、原案のとおり可決されました。

これから質疑を行います。

議案第52号 平成25年度南大隅町介護保険事業（保険事業勘定）特別会計補正予算（第3号）について、質疑はありませんか。

「なし」という者あり

議長（大村明雄君）

質疑なしと認めます。
これから討論を行います。
討論はありませんか。

「なし」という者あり

議長（大村明雄君）

討論なしと認めます。
これから、議案第52号 平成25年度南大隅町介護保険事業（保険事業勘定）特別会計補正予算（第3号）についてを採決します。
お諮りします。
本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

「なし」という者あり

議長（大村明雄君）

異議なしと認めます。
したがって、議案第52号 平成25年度南大隅町介護保険事業（保険事業勘定）特別会計補正予算（第3号）については、原案のとおり可決されました。
これから質疑を行います。
議案第53号 平成25年度南大隅町介護保険事業（サービス事業勘定）特別会計補正予算（第1号）について、質疑はありませんか。

「なし」という者あり

議長（大村明雄君）

質疑なしと認めます。
これから討論を行います。
討論はありませんか。

「なし」という者あり

議長（大村明雄君）

討論なしと認めます。
これから、議案第53号 平成25年度南大隅町介護保険事業（サービス事業勘定）特

別会計補正予算（第1号）についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

「なし」という者あり

議長（大村明雄君）

異議なしと認めます。

したがって、議案第53号 平成25年度南大隅町介護保険事業（サービス事業勘定）特別会計補正予算（第1号）については、原案のとおり可決されました。

これから質疑を行います。

議案第54号 平成25年度南大隅町下水道事業特別会計補正予算（第2号）について、質疑はありませんか。

「なし」という者あり

議長（大村明雄君）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

「なし」という者あり

議長（大村明雄君）

討論なしと認めます。

これから、議案第54号 平成25年度南大隅町下水道事業特別会計補正予算（第2号）についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

「なし」という者あり

議長（大村明雄君）

異議なしと認めます。

したがって、議案第54号 平成25年度南大隅町下水道事業特別会計補正予算（第2号）については、原案のとおり可決されました。

これから質疑を行います。

議案第55号 平成25年度南大隅町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第2号）について、質疑はありませんか。

「なし」という者あり

議長（大村明雄君）

質疑なしと認めます。
これから討論を行います。
討論はありませんか。

「なし」という者あり

議長（大村明雄君）

討論なしと認めます。
これから、議案第55号 平成25年度南大隅町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第2号）についてを採決します。
お諮りします。
本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

「なし」という者あり

議長（大村明雄君）

異議なしと認めます。
したがって、議案第55号 平成25年度南大隅町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第2号）については、原案のとおり可決されました。
休憩します。

10 : 56
～
11 : 10

議長（大村明雄君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

- ▼ 日程第13 議案第56号 財産の無償貸付について議決を求める件
- ▼ 日程第14 議案第57号 南大隅町町道の路線認定について議決を求める件
- ▼ 日程第15 議案第58号 南大隅町報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例制定の件
- ▼ 日程第16 議案第59号 南大隅町道路占用料徴収条例等の一部を改正する条例制定の件
- ▼ 日程第17 議案第60号 南大隅町ねじめ温泉・ネッピー館条例等の一部を改正する条例制定の件

- ▼ 日程第18 議案第61号 平成26年度南大隅町一般会計予算について
- ▼ 日程第19 議案第62号 平成26年度南大隅町国民健康保険事業特別会計予算について
- ▼ 日程第20 議案第63号 平成26年度南大隅町簡易水道事業特別会計予算について
- ▼ 日程第21 議案第64号 平成26年度南大隅町診療所事業特別会計予算について
- ▼ 日程第22 議案第65号 平成26年度南大隅町介護保険事業（保険事業勘定）特別会計予算について
- ▼ 日程第23 議案第66号 平成26年度南大隅町介護保険事業（サービス事業勘定）特別会計予算について
- ▼ 日程第24 議案第67号 平成26年度南大隅町下水道事業特別会計予算について
- ▼ 日程第25 議案第68号 平成26年度南大隅町後期高齢者医療事業特別会計予算について

議長（大村明雄君）

日程第13 議案第56号 財産の無償貸付について議決を求める件から、日程第25 議案第68号 平成26年度南大隅町後期高齢者医療事業特別会計予算についてまで、以上13件を一括議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

〔 町長 森田 俊彦 君 登壇 〕

（ 町 長 施 政 方 針 ）

町長（森田俊彦君）

ただいま、一括提案となりました議案第56号から議案第68号までの提案理由と併せまして、まず冒頭平成26年度の町政運営に関します私の基本的な考え方と施政方針を説明させていただきます。

平成25年度を少しく振り返りますと、就任当初から掲げております「農商工連携、定住促進、健康づくり」の3本柱については、一定の成果が見えてきており、産業環境の流れにもよることから、見直しも行い、要望に即応できる事業展開が必要であると認識いたしております。

佐多岬ロードパークの購入・無料化により、観光関連には大きな変遷の時代がおとずれ、国や県の支援のなか、本土最南端佐多岬が大きく脚光を浴び「観光元年」と銘打った平成25年度は、観光客の増加が顕著に現われてきております。また、根占地区では秘境であります「雄川の滝」が、癒しのスポットとして口コミでの大きな効果により、新たな観光地として県内外より多くの観光客が訪れ、正真正銘の「観光元年」がスタートしました。

一方、福祉関連では地域支え合い事業による各種施策も、今般NHKテレビ等全国版で取り上げられ、他に例を見ない話題として本町が大きく注目を浴びたことは、これもまさに観光元年と同様、高齢による認知症対策に係る「福祉サポート元年」と、言っても過言ではないと考えております。

私は平成26年度目標に向かい、今年のキャッチフレーズとして、「南大隅 チャレンジ創生」と、掲げ平成26年新年をスタートいたしました。

これは、南大隅町ではなく、南大隅のすべてが、新たなビジネスチャンスに挑戦し、元気に新しいものを創り生み出そうという発想であります。今年はこのことをメインテーマに町民皆様の声をお聞きし、そしてこれまでの施策課題の見直しも含め、更なる飛躍の年になりますよう取り組んでまいりたいと考えております。

それでは今年度施策について課題ごとに申し述べさせていただきます。施策の基本は、引き続き町として最上位計画に位置付けられております総合振興計画の後期基本計画の、キャッチフレーズであります「子や孫と一緒に暮らせるまち ～人口減少に歯止めを～」を基軸に、5つの基本方針

一つ目に、地域資源を活用した産業振興のまちづくり

二つ目に、安心して暮らせる健康・福祉のまちづくり

三つ目に、快適で安心、安全なまちづくり

四つ目に、豊かな心を育む教育・文化のまちづくり

五つ目に、共生・協働と行財政改革推進のまちづくり

の、基本方針に基づきます。

平成17年度にスタートした「南大隅町総合振興計画基本構想」が、本年平成26年度で最終年度として達成目標が掲げてあり、今年仕上げの年でもあります。

町政推進の主要施策は、重点施策として、これまでも「三本柱として、農商工連携、定住促進、健康づくりに、プラス観光」を申し上げてきたところであります。このことは引き続き状況に見合う見直しと拡充をはかり、初期目的達成に向けて推進していきます。

今年度はこれまでの施策に加え、佐多岬開発についての国や県の支援が大きいことから、町として同時並行し実施すべく政策については、国や県事業に遅れることなく進めて行かなければならないと考えております。

また認知症対策への重点的投資拡充を行うことで、本町独自の施策を国策として制度化に向けて、実証的な施策展開を図り、福祉の先進町としても強く取り組んでまいりたいと考えます。

町全体の計画としては、第一次産業、二次産業の活性化が必須であり町内経済の活性化を図りながら、併せて高齢者や独居世帯への健康支援、生活支援をはかり、「ここに住んでいてよかった。」と、感じて頂けるよう町民生活や居住環境の向上を図ることを主眼として進めてまいります。

また財政状況につきましては、町民皆様のご理解により、これまで堅調な財政運営となっており、効率的な町債借り入れと基金積立により、昨年11月発表の平成24年度普通会計決算確報値においても、過疎化の小規模自治体ではありますが、起債残高並びに基金残高ともに健全堅実財政としてほぼ評価できる数値状況であります。

それでは具体的な重点施策の新たな観光と福祉施策について、まず概要をご説明申し上げ、私の施策に対する思いの一端を述べさせていただきます。

これまで通り、観光関連に関しましては、国県に遅れることなく重点的に推進してまいります。念願でありました伊座敷トンネルも今年3月着工し、佐多岬開発に合わせたかのごとくスタートいたしました。全長8.2kmのロードパークは、現在第2料金所までの6kmの改良工事が始まり、残り2.2kmの町道部分につきましても整備を進めており、本年度は水道管の敷設工事や、シンボルタワーとなりますモニュメント新設、北緯31度線の道標(みちしるべ)、終点駐車場の拡幅と併せ、ビジターセンターやレストハウスの新設、

車椅子の方々に負担のかからない展望施設の整備、園路800mの再整備に、ここが正真正銘本土最南端と称される最先端までの遊歩道整備、旧レストハウス跡地は団体客用の集合場所を兼ねた公園・休憩広場、そして現在は解体撤去されております旧展望台跡地には、360度眺望可能なオープンデッキを有する景観配慮型の展望施設などの、実施設計並びに一部建設工事が、本年度から始まる予定であります。

また、佐多岬観光関連施設整備として、雄川の滝周辺の工事は、現在町による川内線改良工事を本年夏までに終了するとともに、狭小で通行に際し不便をかけております終点牛牧橋の、拡幅または新設についての検討を行い、引き続き終点駐車場の整備に加え、滝までの1.2kmの遊歩道の整備については県事業により整備をしていただく計画となっております。

いずれにしましても、観光関連施設の整備については国・県の巨額の投資を賜る予定であり、町としても事業がスムーズに進みますよう県との連携を密にし、体制を整えていく考えであり、必要量の事業については当然投資すべきであると認識しており、この大型事業を企業浮揚につなげてまいります。

つづいて福祉関連の重点施策については、高齢化であるが故に誰にも起こり得る認知症対策であります。このことは全国どこでも今後の課題として対応を迫られ、全国的にクローズアップされております。

高齢による家族の認知障害から、介護に携わる方々が疲れ切って共倒れしてしまうことも発生しており、今後においてもそのような傾向が増加することが懸念されます。

現在日本では、65歳以上の人を高齢者と呼んでおりますが、高齢者には個人差があり、一律にとらえることはできない状況であります。高齢者の生き方で老後の一番の不安は、「まず健康、続いてお金、最後は孤独」と言われており、一番難しいのは老後において「ひとり」を生き抜くことだと思っております。

地域で暮らす高齢者に無用な人はおらず、だれもが、それぞれにかけがえのない存在として、地域の中で役割を担い、活動の場があってこそ、生まれ育った地域で安らぎと充実感をもって日々を送れることだと思います。高齢者が元気に毎日を送るための秘訣は、「キョウイク」と「キョウヨウ」であるそうです。

「キョウイク」とは、「今日も行くところがある」、そして「キョウヨウ」とは、「今日も用事がある」という事だそうです。今日も行くところがあるという事は、「居場所がある」ことで、今日も用事があるという事は、「出番がある」と解釈できることだそうです。

今日も用事があり身支度を整えて出かけて行く。出かけた先には気心の知れた人々がいて、そうした人々と協力して誰かのために役立つ活動をすること。「キョウイク」「キョウヨウ」は、高齢者も主役となって地域を担う時の合言葉であると言われております。

このような時代背景であります。取り組みといたしましては、「認知症サポーター養成講座」と併せて、今年度より重点的に取り組んでいきます「認知症初期集中支援チーム設置促進モデル事業」であります。この事業は、40歳以上の在宅で生活している方で、認知症が疑われる方や、認知症として認定された方を対象としたものでございます。

認知症になっても本人の意思が尊重され、できる限り住み慣れた環境で暮らし続けることができるよう、そして早期診断・早期対応に向けた支援体制をつくり、専門職種が自宅を訪問、本人や家族に対する支援を集中的に行い、自立生活のサポートを行うものです。

今年度は特に、観光と福祉、以上二つの項目についてを最重点課題として取り組んで参ります。

引き続き今年度施策の施政方針全体につきまして、概要の一端をご説明いたします。

平成26年度予算については、当初予算額が対前年比7.95% 4億6千3百26万7千円増の、総額62億9千17万6千円を計上させていただいております。これは昨年6月補正後予算額との比較であります。

主な事業につきましては、

まち住宅非現地建替事業に	1億9百76万9千円
ネッピー館外壁及び設備改修事業に	1億1百56万8千円
種子島周辺漁業対策事業に	1億8千7百94万8千円
町道川内線改良舗装工事に	7千万円
南部開発事業繰上償還金に	9千1百87万3千円
鳥獣害防止総合支援事業に	1千6百54万9千円
臨時福祉給付金事業に	7千2百10万8千円

などと、なっております。

歳入については、依然として自主財源の確保に努力はしているものの、過疎高齢の本町におきましては地方交付税に依存せざるを得ない状況であることは否めません。全体に比します自主財源率は、11.1パーセントであり、国・県の補助金交付金等が18.1パーセント、歳入全体の54.5パーセントを交付税に依存している状況であります。

また歳出については、今年度特に土木費について51.9パーセントと、大きく伸ばしており、これは川内線改良舗装工事等であります。農林水産業費におきましては48.6パーセント増で、新たな事業として種子島周辺漁業対策事業に1億8千7百94万8千円を国庫補助事業として盛り込んでおります。商工費においては34.2パーセントの増で、これは佐多岬観光開発に関連する補助金を基金に積立てるものです。

なお、本年度予算に係る財源については、目的をもった基金以外は取り崩しを行わず、優位な地方債を活用し、引き続き基金造成は必要と考え、さらなる財政の健全化に取り組む考えであります。

町税収入等においては、長引く景気低迷等により、企業収益が落ち込み個人所得の減少などの影響から減収が見込まれ、安定した税収の確保は極めて厳しい状況にあります。

一方では、地域の実情や町民のニーズに応じたきめ細かで多様な施策を実現するために、財政基盤の根幹である町税収入の確保は極めて重要で必要不可欠であります。

このことから、納税本来の姿である自主納付の推進と収入未済額の縮減に向け、町税等債権回収対策プロジェクトチームの強化や滞納整理システムの効率的な活用などを行い、滞納情報の一元管理による滞納整理事務の質的向上と効率化を進めつつ、全庁的に職員の連携強化を図りながら法令に則した歳入確保に引き続き努力してまいります。

つづいて各分野ごとの今年度施策を申し述べさせていただきます。

まず、本町の基幹産業である農林水産業についてであります。

地域資源を活用した産業振興の町づくりでございますが、急激に加速する過疎高齢化により、本町の第一次産業就業人口は年々減少し、関税の撤廃を原則としているTPP協定（環太平洋戦略的経済連携協定）交渉への参加の動きや、それに伴う農畜産物などの関税撤廃の例外品目についての取り扱いなど、急速な国際化の進展が危惧されているところで

す。本町におきましても、更なる農林水産業の振興を目指し、国県の補助事業を積極的に活用し、町独自の補助事業と併せて各種施策の効率的な推進を図ります。

農業全般的には、長期総合的な農業振興ビジョンの策定を図り、新規就農者の確保や農地集積を促進するため人・農地プランを基軸に、地域農業の中核となる担い手の育成、農

地の集積化、青年就農給付金支援、町独自の若い農業者入植促進事業の支援対象年齢の引き上げ、各種農業者組織の支援などを行い、併せて、集落営農組織や法人等の農業参入受入れなど、地域農業の再生振興を図ります。

また、基幹作物であります「かごしまブランドの春バレイショ」の平成25年産は価格暴落と、そうか病発生により生産農家は大変厳しく、平成26年産の作付面積が減少する結果となりました。このような生産農家の経営安定を図るため、指定野菜価格安定対策事業の加入を促進するための助成を行います。

野菜・果樹振興につきましては、天敵微生物活用による減農薬栽培や緑肥活用・環境保全型農業の推進を図り、生産者の顔が見える「安心・安全な農産物」の振興や振興作物の奨励、農産物加工グループなどによる6次産業化を図り、加工品等付加価値の高い農産物の販売促進に努めてまいります。

経営所得安定対策は、国の示す食糧自給率向上施策の中、米の直接支払交付金を半減する一方、飼料用米と米粉用米など非主食用米へ支援を大きく転換されておりますが、飼料作物やWC S用稲等、水田利活用の奨励により、水田農業などの経営安定策を講じてまいります。

また有害鳥獣対策のため、サル・イノシシ等の電気柵設置助成や猟友会・鳥獣被害対策実施隊による追払い・捕獲活動、地域集落ぐるみでの追払い対策を推進し、特に、辺田地区におきましては、鳥獣被害総合対策事業により、原地区から下園地区までの総延長約10kmの大掛かりなワイヤーメッシュ柵を設置します。

併せて、大泊地区では引き続き、耕作放棄地へ牛の放牧を行い、有害鳥獣の出没しにくい環境づくりを進め、安心して農作物が生産できる環境づくりに努めてまいります。

また、新設されます農地中間管理機構による農地利用再編の取組や、耕作放棄地解消事業の推進により、認定農業者や法人等へ効率的に集約できるよう農地流動化対策を強化し、農地パトロール等農業委員会活動の積極的な推進と、月1回の営農相談日の経営相談や新規就農相談等、気軽にできる営農相談体制を構築してまいります。

併せて、ふるさと祭りやふれあい地産地消フェアなど、農業と地域の交流事業の取組みを深めてまいります。

次に畜産振興でございますが、市場では子牛価格が近年まれにみる高騰傾向が続いており、豚肉、鶏肉につきましても堅調な高値で推移しておりますが、昨年末から大隅地域全体に届出伝染病の豚流行性下痢（PED）が多発し、本町でもその感染拡大が大変心配されたところであり、連日、大隅地域振興局、JAきもつき、肝属農業共済組合、役場職員が消毒作業にあたっております。

このような中、畜産の更なる振興のため、畜産共進会の開催や畜産振興事業による妊娠鑑定、削蹄支援など安全性や品質の向上・経営の効率化を積極的に推進し、併せて、町畜産振興会を中心に口蹄疫や高病原性鳥インフルエンザなど家畜伝染病の予防とまん延防止など防疫対策を徹底します。

また、畜産施設等整備事業により、家畜飲雑用水施設整備、豚舎糞尿処理施設整備など経営基盤の整備強化、町肉用牛生産素牛導入基金を活用した計画的な家畜導入の推進、家畜改良事業による希少系統牛「しらき」系統の保留対策や優良牛導入・改良増頭など効率的で生産性の高い経営体の育成及び畜産物流通の効率化を推進します。

併せて、肉の消費拡大運動につきましても、カンパチなど魚の消費拡大と併せて積極的に取組み、南大隅牛の銘柄確立と一層の販路拡大を目指します。

次に林業振興でございますが、市場の木材価格は消費増税前の駆け込み需要により高騰

しているといわれますが、今後の推移は依然として不透明な状況が続いており、林業を取り巻く情勢は、厳しい状況が続いております。

このような状況の中、森林法の改正により森林経営計画制度が創設され、面的まとまりのある森林を対象に施業集約化や効率的な路網整備が推進されておりますが、本町におきましても大隅森林組合を基軸に木材自給率を高めるため適正な森林管理や効率的・安定的な林業経営の基盤づくりに努めてまいります。

特に、森林整備地域活動支援事業による施業集約化や、間伐等森林環境整備事業による集材路開設や民有林の間伐促進、町有林の間伐等の整備を行い、森林のもつ多面的機能の維持増進を図ります。併せて、防災機能や自然景観保全など公益的機能を有する景勝松保全対策事業による松食い虫被害対策を実施します。

また、「かごしまエコファンド」プロジェクトの認証登録を受け、地球温暖化対策の促進と木質バイオマス利活用政策の推進に努めてまいります。

次に水産振興でございますが、低迷しておりましたカンパチ養殖やブリ飼付漁・定置網漁などの販売価格も、昨年より堅調に推移しておりますが、漁業者の高齢化、燃料価格の高騰等、漁業経営を取り巻く情勢は、厳しい状況が続いております。

漁港漁場環境整備や、収益性の高い漁業経営を図るため、沿岸漁業の育成を図り、ねじめ漁協・おおすみ岬漁協等関係機関と連携し、鹿児島県ブランド認定の「ねじめ黄金カンパチ」やブリ等、付加価値を高めるための調査や6次産業化の取組を支援してまいります。

特に、今年度も沿岸漁業の資源確保や栽培漁業の一環として、マダイやヒラメ・カサゴの放流事業助成を行い、また、種子島周辺漁業対策事業により、カンパチ養殖に伴う畜養施設の新設更新を行い、沿岸漁業の振興を図ります。

続いて企画・交流・交通網対策についてでございます。

これまで推進して来ております農商工連携については、各種事業を導入し新しい商品開発、レシピの作成に加え、開発商品のマーケティング情報をもとに売れる商品として、今年度はお土産品として仕上げの段階に入っております。

本町には、農産物、林産物、海産物と商品化できる素材は豊富に資源を有しており、本年度は統一ロゴや商品パッケージの見直しなど、商品の良さをアピールできるよう専門家の支援を要請し、商品性の高いお土産品として完成させ、「鹿児島・おおすみ半島販路開拓研究会」と提携し、大隅半島一円での販路開拓と商品PRに積極的に取り組んでまいります。

本町が独自に平成25年度から取り組んでおります「南大隅町PRサポーターショップ事業」もさらに、のぼり旗や提灯等を設置していただき、協賛店合同のパフレットを作成するなど、販路拡大にも力を注いで参ります。

また観光振興と交流促進を合わせた事業については、ツーリズム推進協議会を中心に、昨年度より着手しました都市部との体験・交流による滞在型観光として、教育旅行の受入を本年度はさらに充実し、受け入れ農家の確保や、幅広い体験メニューの充実を図り、多くの修学旅行生の受入対応強化に努めます。

また婚活事業への取り組みとしては少子化対策・担い手後継者対策の一環とした婚活事業の推進を図る中、農商工連携事業として、商工会や農業者を連携させ、更に、漁業者、林業者の連携へ波及させる中で、新たなビジネス連携に繋げていきます。

平成26年度においては、企画振興課にて一元化した予算を補助事業化し、若手連携グループ「魁」の独自活動を支援していき、また、4町連絡会（肝付町・東串良町・錦江町・南大隅町）では、女性が参加しやすい会場にて、4町合同イベントを実施いたします。

交流事業としては、日置市姉妹盟約事業が、本年度は本町で開催される計画であり、あらたに本町出身者も多い東海・名古屋地区において「東海南大隅会設立」に向けた下地作りも行い観光交流・物産交流につなげてまいります。

四極交流事業については、全国市長会において盟約締結に向けた合同会見を行っており、本年度は「四極踏破証明書」の、共同発行などを実施し東西南北の四つの自治体で広域連携をはかり、全国レベルでの観光振興を模索してまいります。

定住促進対策については、住宅取得補助金制度の創設から5年目にはいります。この取り組みは、着実に成果の発現が見えており、引き続き制度の拡充を図りながら、空き家バンクによる情報提供を行い、町外からの移住はもとより町内居住者の町外流出を食い止める手段として、町民はじめ事業者の方々へのPRをさらに推進していきます。

ソフト面の観光振興については、佐多岬が無料化になって以来着実に入込客も増加しております。今年度も引き続き広域的な観光キャンペーン等に積極的に参加し、鹿児島県の観光と同時にブランドであります「本土最南端佐多岬」のさらなるPRに努めます。

平成26年度から総務省の「地域おこし協力隊制度」を活用し、2名の隊員を採用し、都市部から地域の将来の担い手となる人材として居住して頂き、観光振興と併せ地域力の維持強化を図るとともに、その方々の定住定着に努めます。

また観光協会設立に向けてはこれまでも取り組みを進めてきておりますが、佐多岬開発が進む中、観光協会としての役割・必要性は重要であり、今後も商工会や事業者・関係機関の相互協議、調整を図りながら、地域おこし協力隊の積極的活用で、本町に見合った観光協会設立に向けて努力してまいります。

商工業の推進については、依然として景気回復の兆しが見えないなか、今年度も引き続き、夏祭りやドラゴンボートフェスティバルの開催、商工会が行う経営改善普及事業や組織活性化事業などに対して助成を行い商工業者の経営の安定・事業の活性化を図るとともに進行中であります佐多岬の再開発に並行して、地域商工業を発展させる取り組みを商工会と連携しながら検討してまいります。

また、町内事業者の方々へは、引き続き「商工業振興資金利子補給事業」を行い、経営の安定を支援してまいります。懸案であります中心部商店街の街路灯については、安全点検の結果を踏まえまして、平成25年度に引き続き街路灯の補修を行い、景観保全を目的に通行車両及び通行人の安全を図ってまいります。

公共交通網の拡充については、高齢化が進む中において交通空白地帯の解消は大きな課題でもあります。根占地区におきましては「事前予約型乗合タクシー」の運行、佐多地区におきましてはスクールバスの空き時間を活用した町所有のバスでの「フリー乗降コミュニティバス」の運行と、県の補助事業で購入したバスを温泉送迎バスとして共用しながら生活密着型の運行を計画してまいります。

根占・佐多地区運行体系が若干違いますが、住民皆様のご意見を賜り利用者の意向を反映した利便性の高い公共交通体系の確保に努めてまいります。

また、海の国道としての役割を担っている「山川根占航路」についても、小型ながらも安定運行が図られており、山川根占航路運航推進協議会と連携して、利用促進キャンペーンなど大隅総合開発期成会の支援も賜わりながら、さらなる利用促進に取り組んでいきます。

ふるさと納税寄付金については、これまでに本町ご出身の方はもとより、色々な形で著名な方々より多額のご寄付を頂いており、制度発足以来全国各地から「南大隅町を応援したい」という方々から、個人の浄財を寄附という形で、ご協力をいただいておりますこと

に感謝申し上げます。本年度も全国で頑張っておられる本町出身の方々の集まりである県人会等で、制度の趣旨を説明しPRに努めてまいりたいと考えます。

冒頭申し上げましたとおり、本年度は南大隅町総合振興計画10カ年の、後期基本計画の最終年度であります。平成17年に策定した本町の将来を見据えるべく基本計画については、今年度成果の達成値として総合判断をおこない、今年度作成する次期10年間の基本計画策定に反映させていきます。

時代の趨勢(かうせい)により多彩な環境変化や産業構造の変遷、またこれからの国政の方針など、安心して暮らせるこれから先の10年間の振興策を多くの町民からお聞きし、町民が納得して頂ける振興計画策定にしていきます。

続いて、道路整備・土木費・生活環境関連ですが、町民の産業経済の推進、安全安心なまちづくり、居住環境の整備向上を図るため、更に社会基盤の整備を進めて参ります。

町道整備につきましては、古殿花ノ木線、梶南川内線、川南山手線、発電所線、川内線、出口栗之脇線、白木原別府線、馬籠松山線、古里竹之浦線、9路線の改良舗装整備を計画しております。

維持補修としましては、川北山手線、貫見西本線、龍湫寺越線(りゅうぶちじごえせん)、塩入横別府線、諏訪廿枝線、北之口中線、大浜揚線(おおはまあげせん)、水枝谷線、横別府中央線、門木柿迫線、浮津下岩線、伊座敷瀬戸山線、山神瀬戸山線、馬籠川田代線、第2上之園線、西方池増線、松坂1号線、宮本針山線、上之原2号線、坂元3号線、郡折山線、尾迫茶屋ノ元線、大泊外之浦線、辺塚港線、中野熊之細線、中野辻線の26路線の整備を進めてまいりたいと思います。

また農家の方々の高齢化に伴い営農上、耕作にあたり支障のある極小規模的な維持補修については、引き続き生コン等の原材料支給により、荷傷み防止とともに、利便性の高い農地の利活用ができますよう支援していきます。

橋梁補修につきましては、長寿命化計画により、年次的に進めて参る計画であります。その他、町道の簡易な除草、側溝清掃等につきましては、本年度も引き続きシルバー人材センターにお願いし、更に地域の方々の自主的な活動やボランティア等の協力をいただきながら快適な通行機能を確保した道路としての、維持管理に努めてまいります。

次に、国、県の関連事業でございますが、念願でありました国道269号線伊座敷トンネル工事がいよいよ本格着工となり、約4年の計画で進められることになりました。県道鹿屋吾平佐多線(郡地区)、広域基幹河川改修(雄川)、県単砂防事業大竹野上谷地区も継続的に整備されることになっております。治山事業につきましても、治山と地域防災は密接につながっておりますので、災害頻度の高い対象地域への整備要望活動も進めてまいります。

また、県道内之浦佐多線(瀬戸山坂)、県道鹿屋吾平佐多線(大竹野・大中尾間)の未整備地区につきましても、畜産団地への飼料供給など、また国道269号被災時の迂回路として緊急性の高い路線でありますので、引き続き継続的に早期着工に向けて、要請活動をしてまいります。

次に、簡易水道事業についてであります。簡易水道事業は、平成29年度から企業会計へ移管することになっており、それまでに老朽化した関連施設の整備を国庫補助事業により進めていく計画であり、本年度より佐多地区簡易水道事業に着手いたします。

平成26年度は、根占地区信号伝達装置取替工事、根占中央地区針馬場水源再構築工事、旧諏訪1号住宅前配水管布設替工事、水道メーター検針器更新事業、佐多地区簡易水道事業統合事業、佐多地域簡易水道事業資産台帳作成等を実施し、水量確保と経営の安定化を

図ります。

生活排水対策事業では、公共用水等の汚染防止と生活環境の改善を図るため、合併処理浄化槽の計画的整備と単独処理浄化槽撤去費用の一部助成を行い、今後更に合併処理浄化槽への転換を推進してまいります。

また、農業集落排水事業については、施設整備後17年が経過し、施設の老朽化や耐用年数を経過した設備等、全体的に改修の時期となっており、今年度から、平成28年度までの3年間に下水道長寿命化機能強化事業により、大規模改修する計画であります。

つぎに、家屋全棟調査と地籍調査事業についてであります。基幹税のひとつであります固定資産税については、平成25年度に引き続き、すべての家屋と課税台帳を照合する家屋全棟調査事業を行い、未調査による課税もれや家屋の取り壊し等を正確に把握し、固定資産税における適正・公正な課税を推進するため取り組んでまいります。

また、正確な地目と面積を確定する地籍調査事業の実施は、課税の適正化・公平化だけでなく、公共事業の円滑化、住民間や官民間の土地に関わるトラブルの防止、計画的なまちづくりなど、土地に関するあらゆる施策の基礎資料として利用されることから、引き続き積極的に推進してまいります。

町有財産の管理につきましては、これまで多くの公共施設が整備され今後この公共施設の老朽化による維持改修費用の確保も課題となっております。人口減少や少子高齢化の進行など長期的な視点をもって施設の必要性を精査し、存続・廃止・長寿命化などを計画的に行うことにより、財政負担を軽減・平準化するとともに、公共施設の適正配置を実現するため「公共施設等総合管理計画」の策定を計画いたします。

なお、26年度につきましては本庁・支所の電話システム改修事業、ねじめ温泉・ネッピ館の外壁等改修事業を行い施設の長寿命化を図るものでございます。

また、重油高騰・消費税率の改正により、ネッピ館温泉利用料の改訂も検討いたしました。高年齢者の利用が多数を占める施設であり、利用料については据え置きとし、燃油高騰対策の代替策としまして、木質チップを使用したボイラーの実証試験を行い、今後導入に向けて前向きに取り組んでいく考えであります。

小学校跡地につきましては公民館行事や地域活動に活用頂いておりますが、これらの活用に支障をきたさぬよう維持管理を行うとともに、跡地活用についても地域に根付く、持続可能な活用策を念頭におき模索してまいります。

町有財産の有効活用につきましても引続き未利用財産の売却を進めるとともに、行政財産につきましても余裕部分貸付を行い財源確保に努めてまいります。

住環境の整備につきましては、老朽住宅も低廉家賃であるが故に長期にわたり入居されている現状の中、本年度から公営住宅等長寿命化計画に基づき本格的な工事に着手していくこととなります。まち住宅の非現地建替えとしまして諏訪1号住宅跡地に世帯向け3戸と単身用5戸の公営住宅を建設し良好な居住環境を整備していくものであります。

続いて防災減災対策については、この2年間大きな台風災害等も発生してはおりませんが、風水害に限らず地震や津波に対する備えも日常生活の中で非常に重要であると認識しております。

25年度に作成した防災マップと併せて、県指定されております2級河川「雄川」の浸水地域一覧の警戒マップを各家庭に配布いたしますが、対象自治会においては避難経路の確保や有事の際の連絡体制、要支援者への対応など、地域担当職員を活用し引き続き自主防災組織の機能強化を図りたいと考えます。

また本年度は、災害時の後方支援や日常の防火広報活動、併せて独居高齢世帯への声掛

け活動などを目的とした、女性消防団の組織化を計画いたしました。女性消防団としての視点から、本町の地域実態に即応でき、消防人として活動できる幅広い人材を募集いたします。

次に福祉施策について述べさせていただきます。

全国的に高齢化が進む中、本町の占める高齢化率は県下1位であります。このことから、平成23年度より着手している「地域支え合い体制づくり」は着々と成果を上げてきています。その中で昨年、課の再編を行い新たに組織した「介護福祉課」へ三つのキーワードを指示いたしました。これまでの福祉依存的なシステムに、新たに「予防」を取り入れてみたものです。

その三つのキーワードとは、「住み慣れた街で暮らせる社会」、「自助、共助、公助の社会」そして高齢者に優しい「経費を抑える」であります。

その中で生まれた施策が、独居高齢者等の生活をサポートする「寄りっ住も家(よろっすもや)」事業であります。この事業は、自立を基本とした提案型の自助、共助の精神を誘引するものであり、そしてそれぞれのニーズに合わせて公助するシステムでございます。

このことは昨年末から新聞等でも、過疎の街の新たな取り組みとして高く評価いただき、テレビでも全国版の話題として取り上げていただきました。これからも実施に意欲のある地域へ出向き、それぞれ地域に望まれる提案、並びに指導を社会福祉協議会と連携し進めてまいります。

また、併せて研修を踏まえた「在宅福祉アドバイザー」等による見守り活動も、地域福祉充実のためには欠くことのできない地域活動として育成し、町民が誰でも安心して暮らせる社会づくりを目指すとともに、本年は地域住民、事業者、民生委員、児童委員、ボランティアなどの地域の関係団体の参加を得て、地域の生活課題とそれに対応する必要なサービス体制づくりのため「地域福祉計画」を策定します。

次に、平成14年度より地域における互助体制づくりとして積極的に取り組んでまいりました地域サロンも、地域ボランティア等のご理解とご協力をいただき、これまでに44団体を数えるまでに組織化されるなど充実してきております。このことは地域が持つ「結い」の力であり本町の文化であり財産でもあると高く評価されるものであります。

これからも県事業等を積極的に導入し、組織拡大に努め全国に誇れる「南大隅町の地域サロン」を構築してまいります。また、高齢者の生きがいづくりの一環として、更なる高齢者の就業機会拡大のため、耕作放棄地等を活用した「シルバー活性化事業」を継続してまいります。

障害者福祉につきましては相互に人格と個性を尊重し合いながら共生できる社会づくりのため、障害者が必要とする障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業を推進し、障害者の自立と社会参加の促進を図ってまいります。また、本年は新たに肝属郡医師会立病院の地域医療室と連携し、医療を含めた支援を行ってまいります。

児童福祉につきましては、次代の社会を担うべく必要な子育て支援策と、「次世代育成支援後期行動計画」に沿った各施策の推進を図ります。また、児童の健全育成のための新たな施策についても関係機関と熟議を重ね、子育て世代に真に求められる施策として画策してまいります。

議長（大村明雄君）

休憩します。

11 : 58
～
13 : 00

議長（大村明雄君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

〔 町長 森田 俊彦 君 登壇 〕

町長（森田俊彦君）

それでは、引き続き施政方針を述べたいと思います。

社会福祉協議会につきましては、本年度も地域福祉力向上のため各地域を巡回し福祉座談会を継続します。また、本年新たに24時間体制で生活弱者からの相談等に対応するため、社会福祉協議会が窓口となり指導、情報提供を行うこととしています。

このことによりいつでも相談できる安心感が生まれ、高齢者等の夜間に対する不安も解消できるものと考えます。また併せて、一人暮らし対策として葬祭に関する調整など家族と葬祭場との支援を行います。

続いて、介護保険制度についてであります。本年は「第6期介護保険事業計画」を策定することに併せ、適切な介護保険サービスを充実させることはもとより、適正な負担を目指してまいります。その中で、在宅で介護され心労負担の多い介護者へ、新たな支援策として今回「心のケア、ゆとりの時間」を提供し、介護者への新たな負担軽減策を講じていきます。

また、全国で14箇所選定された、平成25年度厚生労働省モデル事業の「認知症初期集中支援チーム事業」を継続し、早期発見のための更なるネットワークの構築、医師を中心とした専門支援チームの充実を掲げ、初期の段階で治療を行い、いつまでも住み慣れた町で暮らせるよう本町高齢者の生活をサポートしてまいります。

さらに、包括支援の立場から今回新たに独居の男性への生活支援を行い、食生活、日常の困りごとなど対応できるシステムづくりを行ってまいります。今年度は、これまでに述べました総合的な支援対策を行い、「こんな町に住んでみたい」と思われる福祉の町づくりを目指してまいります。

次に保健・医療の充実のための要素といたしまして「健康の増進」「保健事業の推進」「生活環境の整備」「地域医療の確保と医療体制」のテーマが掲げられます。

まず、「健康の増進」についてであります。乳幼児から高齢者まで各種検診と併せてイベント検診に重点を置き、検診率アップを図ります。

また、安心して妊娠、出産ができる環境づくりのため、妊婦の日頃の健康管理及び経済的負担の軽減を図るため健診助成、並びに感染症予防対策といたしまして、10種類の定期外予防接種への助成を実施してまいります。

今年度は、保護者負担軽減を図るため、13歳未満のインフルエンザ予防に2回目の接種時にも助成を行う計画です。

「健康づくり」への取組みとしましては、これまでウォーキングの推奨により「てのんできるこや日本一周」を推進し、着実に町民挙げての健康づくり気運の高まりがみられ、一次予防策としての取組みが浸透しています。生活習慣病予防対策の取組みといたしましては、食生活改善指導のための推進員を増やし、地域への普及、拡大、推進を図ってまい

ります。

また、二次予防策の一環として脳ドック、肺がんヘリカルCTの節目検診の他、がん発症率が高いとされる50歳を対象とした「PET検診」の一部助成を引き続き行い、更なる意識の高揚啓発と予防策を講じていきます。

新たに町民の健康づくりを推進するために「健康づくりマイレージ事業」を展開します。健康づくり事業に参加した住民や特定健診における数値が、前年度と比較して改善された場合にポイントを付与して、一定以上の溜まったポイントは、ネッピー商品券と交換することで、町民の健康意識の高揚と健康の保持増進を図ります。

次に二つ目の「保健事業の推進」についてであります。本町の国民健康保険の医療費は近年、ほぼ横ばい状態を呈してはいますが、自主財源としての国民健康保険税の確保に苦慮している状況であります。その中で、国保財政基盤づくりのため原点に返り、自衛手段としての「健康づくり事業」推進に特に力を入れたいと考えています。

今年度新たに医療費分析及び被保険者指導を充実するために医療費の動向や高医療費の要因・重複・頻回受診、長期入院者などの把握・調査・分析を行い保健師等による訪問指導により疾病予防、重症化予防を図り、生活習慣病に関する指導・ジェネリック医薬品を推進して医療費抑制に努めます。

後期高齢者医療保険についてであります。本年度、鹿児島県後期高齢者医療広域連合のもと、高齢者の健康づくり事業の一部助成を行う他、高齢者が薬について関心を深めていただくためのジェネリック医薬品差額通知を引き続き行います。

つぎに三つ目の「生活環境の整備」についてであります。生活環境と豊かな自然を次世代に引き継ぐために廃棄物の発生の抑制、再利用、再資源化を推進しごみの減量化、不法投棄抑止・防止に努め安心して暮らせる環境づくりに努めます。

地域医療の確保と医療体制についてであります。町内4箇所の診療所、ならびに歯科診療所においては、かかりつけ医として地域住民の健康保持と、疾病等の早期発見及び早期治療に努めます。

診療所と肝属郡医師会立病院や鹿屋市の病院等との連携がスムーズに行えるよう努め、医師のいない時には代替りの医師の派遣を頼む代診制度を利用して、安心して医療が受けられる環境づくりに努めます。

また、協議中でありました佐多診療所をへき地診療所として県において1月に認定して頂きまして、施設の改修のための手続きと「恒心会(こうしんかい)おぐら病院」からの整形外科医療支援を得られることにより、地域住民のこれまでの通院時間や、待ち時間等を含めた医療費負担軽減が大きく図られるとともに、多くの患者のニーズに応えられる医療確保が図られます。

さらに、医療・保健・福祉・介護との連携を持つことにより、栄養・生活習慣の改善に繋げていき、病状の悪化を早い段階で防げるよう努め、地域住民が安心して暮らせる環境づくりを目指します。

続いて教育行政についてでございます。

教育行政につきましては、国・県の教育行政の基本方針を踏まえ、本町の教育的伝統、風土を生かし、主体性や創造性・国際性を備えた人間性豊かで、心身ともにたくましく生きる児童・生徒、及び町民の育成を目指し、今後一層、将来の社会を担う人材育成に努める必要があります。

平成26年度の学校数は小学校2校、中学校2校、幼稚園1園で、児童数311人、生徒数165人、園児数30人、学級数は小学校18、中学校7、幼稚園3となる見込みで

す。学校教育関係につきましては、引き続き、安心・安全な教育環境の実現を図るため、校内設備・備品等の計画的な改善と整備に努めるとともに、特別支援教育支援員、学校図書司書を配置します。

また、教職員研修の更なる充実による指導力向上により、児童・生徒の基礎学力の定着を図るとともに、幼年期からの体操指導や外国語教育の充実等の取組を進めてまいります。

また、スクールバスの安全運行対策に努めるとともにスクールカウンセラー配置を強化し、児童・生徒等が安心・安全な学校生活を送ることができる環境づくりを進めてまいります。

学校給食では、引き続き、「南大隅町食育・地産地消推進計画」に基づき、地場産品の活用と保護者負担の軽減を図り、学校、家庭、地域社会が連携し、食に関する自己管理能力を育成する取組を推進します。

南大隅高等学校につきましては、平成26年度の2年生から「自転車競技」など4つのコースから、各自が希望する専門的選択科目を学習します。町といたしましても、南大隅高校存続のため、引き続き通学費助成、就学支援等の取組を進めてまいります。

次に社会教育の充実につきましては、生涯学習の観点に立って、青少年や成人、高齢者の学習機会を充実するため地域づくり活動や芸術・文化活動・スポーツ活動の取組を進めてまいります。生涯学習につきましては、引き続き、講座の内容、開催方法等を見直し、指導者の育成と住民が参加しやすい講座の開催に努めてまいります。

活力ある地域づくりのためには、地区公民館の役割が大きいことから、地域と行政が一緒に考え、地域住民主体の公民館活動に取組み、また青少年健全育成の推進につきましては、道徳性や社会性、協調性の育成やふるさとの良さを見直す機会として、引き続き、「南端まちづくり活動」を充実していくほか、各種体験活動を開催してまいります。

芸術・文化活動につきましては、活動の発表と鑑賞する機会の確保を図るため、町文化祭の開催と平成27年国民文化祭開催に向けた取組を進めてまいります。また、図書館事業では、施設・設備の有効活用に努めるとともに、「図書館ネットワーク事業」の円滑な利用と図書司書の配置、職員研修の実施により充実した、利用しやすい図書館運営に努めてまいります。

郷土を愛する心の醸成と文化財の保護・活用が図られる地域づくりのため、各種研修を通して、本町歴史及び文化財についての関心を高め、知識を身に付け、観光振興に併せたボランティアガイド育成のための取組を進めてまいります。

また、今回MBCとダイードリンク株式会社によりテレビで取り上げて頂きました、佐多の御崎祭りや上之園太鼓踊り、根占地区まちの祇園神輿など地域に残る伝統行事について、後継者不足による実施困難な状況や存続が危ぶまれている状況も危惧されますので、町としても伝統行事として支援してまいります。

スポーツ・レクリエーションの振興につきましては、心身ともに健康な町民の育成とスポーツ振興に取組みます。また、地域の特性を活かした生涯スポーツを推進するため、町体育協会を中心として、各種団体や学校・家庭・地域との連携を強化し、「町民運動会」、「佐多岬マラソン」等のスポーツイベントの充実を図ってまいります。

特に、年々参加者が増加する佐多岬マラソンの開催につきましては、観光・地産地消等関係各課との連携を図り、充実した大会運営を図ります。また、自転車競技の振興のため、「日本競輪選手会鹿児島支部」、「鹿児島県自転車競技連盟」等の協力を得ながら、引き続き、サイクルイベント実行委員会を中心とした取組を進めるとともに、平成32年国体開催に向けた競技力向上のため、総合型地域スポーツクラブ活動助成事業による取組を進め

てまいります。

最後になりますが、行政機構については合併時在籍183名の職員が現在130名となり、さらにこの3月に6名の退職、新採用1名という執務環境であります。当然、職員数減が行政サービスの低下を招くことがあってなりませんので、正規職員の執務へのスキルアップ、嘱託職員への切り替えや民間委託等を活用し、正確、円滑、効率的な行政運営に心掛けていきます。

また多種多様な行政事象の危機管理対応についても、本年度より危機管理体制の強化と見直しをすすめてまいります。

また支所機能についても、民間依存している業務については委託に切り替え、引き続き本庁・支所間の業務バランスも勘案しながら、町民皆様への行政サービスの低下にならないよう嘱託職員等の配置による雇用創出にも努め、今後は住民のニーズにワンストップで、行政や関係機関が応えられるよう支所機能の拡充を図ってまいります。

今後におきましても職員定数目標値を割り込んでいきますので、業務に支障を来たさないよう必要最小限に定期的な補充採用をしていく考えであります。

また、広報広聴対策として、引き続き開かれた行政をめざし、行政情報の開示に努め、ホームページ並びに「広報南大隅」のさらなる充実を図ってまいります。

私は、南大隅町の町政執行に携わらせて頂き、平成26年度は2期目2年目にあたります。この間町民各位のご意見を賜りながら町政を進めていく中、町政施策の原点に戻り感じたことは、言うまでもなく町民あって南大隅町が成り立っており、地域住民各位のこれからの町政に対する期待が非常に大きいことを痛感した次第であります。

ただ今申し上げました施政方針の施策遂行に向けて、引き続き町民お一人お一人に誠実真摯に向かい、丁寧にお声を拝聴しながら、今、まさに追い風となっております観光推進の流れを着実に掴み、成就させたいと考えます。

町民各位はもとより、議員各位のご支援、お力添えを賜わり、職員と共に町政運営の誠実且つ着実な遂行に邁進していきたいと考えますので、平成26年度も、どうぞよろしくお願い申し上げます。

(提 案 理 由 説 明)

なお、引き続き各議案提案理由の説明をいたします。

議案第56号は、財産の無償貸付について議決を求める件についてであります。

本案は、契約期間満了に伴いまして、引き続き、本町花ノ木地区にある錦江町と南大隅町の共有地、旧国産材加工センター跡地をベネフィット森林資源協同組合に、製材施設用地として、7,646.05平方メートルを平成26年4月1日から平成29年3月31日まで無償貸付しようとするものでございます。

議案第57号は、南大隅町町道の路線認定について議決を求める件についてであります。

本案は、起点を根占山本字園田6195番2地先とし、根占山本字園田6212番1地先を終点とする延長78mを路線番号1の171番、路線名を大浜園田線として認定しようとするものでございます。

議案第58号は、南大隅町報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例制定の件についてであります。

本案は、営農指導員の月額報酬の改正と総務省所管の事業を活用した地域おこし協力隊の委嘱に係る報酬月額を追加したものであります。

営農指導員の月額報酬の改正は、同指導員の資質の向上と処遇改善を図り、地域農業振興に資するため、月額報酬を25万円以内から27万円以内に改めるものです。

また、地域おこし協力隊とは、都市部の人材を過疎地域の新たな担い手として受け入れ、地域活性化につなげるもので、月額報酬18万円以内とし、26年度から隊員の委嘱を予定しております。

議案第59号は、南大隅町道路占用料徴収条例等の一部を改正する条例制定の件についてであります。

本案は、消費税の税率が平成26年4月1日から8パーセントに引き上げられることに伴い、関連する条例について所要の改正を行うものであります。

また、第3条の南大隅町簡易水道事業給水条例の一部改正で別表を改正する規定につきましては、佐多岬へ給水を可能とするため、給水区域に佐多岬を加える改正を行うものであります。

議案第60号は、南大隅町ねじめ温泉・ネッピー館条例等の一部を改正する条例制定の件についてであります。

本案は、現在、指定管理者が運営を行っている、「ねじめ温泉・ネッピー館」、「佐多岬ふれあいセンター」、「大浜海浜公園」、「さたでいランド」の4施設について、食事料、会場使用料等について消費税率改正分の料金見直しを行うとともに、利用不能となった施設設備の廃止を行うものであります。

また、大浜海浜公園、さたでいランドの類似する両施設については、料金体系の整合性を図るため、消費税率改正分と合わせて利用料金の見直しも行ったところであります。

議案第61号は、平成26年度南大隅町一般会計予算についてであります。

本案は、平成26年度南大隅町一般会計予算について、第1条 歳入歳出予算、第2条 債務負担行為、第3条 地方債、第4条 一時借入金、第5条 歳出予算の流用を定めるものであります。

歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ62億9千17万6千円とするもので、前年度6月補正後と比較して8.0パーセントの増となっております。

なお、主要な事業につきましては、施政方針と併せて説明させていただきましたので、割愛させていただきます。

議案第62号は、平成26年度南大隅町国民健康保険事業特別会計予算についてであります。

本案は、平成26年度南大隅町国民健康保険事業特別会計予算について、第1条 歳入歳出予算、第2条 一時借入金、第3条 歳出予算の流用を定めるものであります。

歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ14億6百80万円とするもので、対前年度比1.9パーセントの減となったところでございます。

議案第63号は、平成26年度南大隅町簡易水道事業特別会計予算についてであります。

本案は、平成26年度南大隅町簡易水道事業特別会計予算について、第1条 歳入歳出予算、

第2条 地方債を定めるものであります。

歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ5億8百66万3千円とするもので、対前年度比75.7パーセントの増となったところでございます。

議案第64号は、平成26年度南大隅町診療所事業特別会計予算についてであります。

本案は、平成26年度南大隅町診療所事業特別会計予算について、第1条 歳入歳出予算を定めるものであります。

歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ7千7百74万6千円とするもので、対前年度比1.4パーセントの減となったところでございます。

議案第65号は、平成26年度南大隅町介護保険事業（保険事業勘定）特別会計予算についてであります。

本案は、平成26年度南大隅町介護保険事業（保険事業勘定）特別会計予算について、第1条 歳入歳出予算、第2条 歳出予算の流用を定めるものであります。

歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ12億3千6百21万円とするもので、対前年度比2.4パーセントの増となったところであります。

議案第66号は、平成26年度南大隅町介護保険事業（サービス事業勘定）特別会計予算についてであります。

本案は、平成26年度南大隅町介護保険事業（サービス事業勘定）特別会計予算について、第1条 歳入歳出予算を定めるものであります。

歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ千3百37万3千円とするもので、対前年度比4.6パーセントの増となったところであります。

議案第67号は、平成26年度南大隅町下水道事業特別会計予算についてであります。

本案は、平成26年度南大隅町下水道事業特別会計予算について、第1条 歳入歳出予算を定めるものであります。

歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1億4百76万9千円とするもので、対前年度比105.3パーセントの増となったところでございます。

議案第68号は、平成26年度南大隅町後期高齢者医療事業特別会計予算についてであります。

本案は、平成26年度南大隅町後期高齢者医療事業特別会計予算について、第1条 歳入歳出予算を定めるものであります。

歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1億3千4百89万1千円とするもので、対前年度比1.8パーセントの減となったところであります。

よろしくご審議、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

なお、詳細につきましては、担当課長に説明させます。

議長（大村明雄君）

議案第56号 財産の無償貸付について議決を求める件に、補足説明はありませんか。

町長（森田俊彦君）

ありません。

議長（大村明雄君）

これから質疑を行います。
質疑はありませんか。

7番（水谷俊一君）

今回もまた26年の4月から29年度までという事ですけども、貸付地の使用目的というものに製材施設の用地として使用というのが明記されているんですが、この目的外の使用というのは、もうありえないという考え方でよろしいですか。

町長（森田俊彦君）

はい。

7番（水谷俊一君）

今の製材の建物も含まれると思うんですが、同じ敷地内で発電業務を行なっていらっしゃるといふ部分が入った時に、それは建物の上だからという事なんですけれども、敷地内という事を考えて、この目的だけで本当によろしいのか。その辺、私もまだ定かではないんですが、その辺はご確認いただいた上でこの使用目的というものを、私はもう一回考えられたほうがいいのか。それでよければよろしいんです。そういう事です。

議長（大村明雄君）

いいですか。
他に質疑はありませんか。
ありませんか。

「なし」という者あり

議長（大村明雄君）

質疑なしと認めます。
これから討論を行います。
討論はありませんか。

「なし」という者あり

議長（大村明雄君）

討論なしと認めます。
これから、議案第56号 財産の無償貸付について議決を求める件を採決します。
お諮りします。
本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

「なし」という者あり

議長（大村明雄君）

異議なしと認めます。

したがって、議案第56号 財産の無償貸付について議決を求める件は、原案のとおり可決されました。

議案第57号 南大隅町町道の路線認定について議決を求める件に、補足説明はありませんか。

町長（森田俊彦君）

担当課長より説明があります。

建設課長（伊比礼純一君）

それでは、議案の裏の方の添付資料を見ていただきたいと思います。

認定路線参考平面図、それから位置図を付けておりますが、この太線の部分が認定しようとする路線でございますが、路線の位置と致しましては、大浜中自治会の町道園田宮田線と、それから町道大浜揚線を結ぶ78mでございます。

現在この路線沿いには住宅6戸が建設されておりますが、幅員が2m30cmから2m50cmぐらいという事で大変狭く、通行に不便をきたしている状況でございます。また、排水溝もなく雨水は路面を流れている状況でありますので、今回町道認定をした上で改良を計画しようとするものでございます。

よろしくご審議、ご決定下さいますようお願い致します。

議長（大村明雄君）

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

「なし」という者あり

議長（大村明雄君）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

「なし」という者あり

議長（大村明雄君）

討論なしと認めます。

これから、議案第57号 南大隅町町道の路線認定について議決を求める件を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

「なし」という者あり

議長（大村明雄君）

異議なしと認めます。

したがって、議案第57号 南大隅町町道の路線認定について議決を求める件は、原案のとおり可決されました。

議案第58号 南大隅町報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例制定の件に、補足説明はありませんか。

町長（森田俊彦君）

ありません。

議長（大村明雄君）

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

「なし」という者あり

議長（大村明雄君）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

「なし」という者あり

議長（大村明雄君）

討論なしと認めます。

これから、議案第58号 南大隅町報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例制定の件を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

「なし」という者あり

議長（大村明雄君）

異議なしと認めます。

したがって、議案第58号 南大隅町報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例制定の件は、原案のとおり可決されました。

議案第59号 南大隅町道路占用料徴収条例等の一部を改正する条例制定の件に、補足説明はありませんか。

町長（森田俊彦君）

ありません。

議長（大村明雄君）

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

ありませんか。

「なし」という者あり

議長（大村明雄君）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

「なし」という者あり

議長（大村明雄君）

討論なしと認めます。

これから、議案第59号 南大隅町道路占用料徴収条例等の一部を改正する条例制定の件を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

「なし」という者あり

議長（大村明雄君）

異議なしと認めます。

したがって、議案第59号 南大隅町道路占用料徴収条例等の一部を改正する条例制定の件は、原案のとおり可決されました。

議案第60号 南大隅町ねじめ温泉・ネッピ館条例等の一部を改正する条例制定の件に、補足説明はありませんか。

町長（森田俊彦君）

ありません。

議長（大村明雄君）

これから質疑を行います。
質疑はありませんか。

「なし」という者あり

議長（大村明雄君）

質疑なしと認めます。
これから討論を行います。
討論はありませんか。

「なし」という者あり

議長（大村明雄君）

討論なしと認めます。
これから、議案第60号 南大隅町ねじめ温泉・ネッパイ館条例等の一部を改正する条例制定の件を採決します。
お諮りします。
本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

「なし」という者あり

議長（大村明雄君）

異議なしと認めます。
したがって、議案第60号 南大隅町ねじめ温泉・ネッパイ館条例等の一部を改正する条例制定の件は、原案のとおり可決されました。
議案第61号 平成26年度南大隅町一般会計予算についてから、議案第68号 平成26年度南大隅町後期高齢者医療事業特別会計予算について、補足説明はありませんか。

町長（森田俊彦君）

担当課長にそれぞれ説明させます。

総務課長（石畑博君）

それでは、議案第61号 一般会計予算についてご説明いたします。
まず、1ページでございます。
議案第61号 平成26年度南大隅町一般会計予算、平成26年度南大隅町の一般会計の予算は、次に定めるところによる。
（歳入歳出予算）第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ62億9千17万6千円と定める。
2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」に

よる。

(債務負担行為) 第2条 地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

(地方債) 第3条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表 地方債」による。

(一時借入金) 第4条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は5億円と定める。

(歳出予算の流用) 第5条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 各項に計上した給料、職員手当及び共済費(賃金に係る共済費を除く。)に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

8ページをお願いいたします。

第2表 債務負担行為 事項、

農業近代化資金利子補給 期間は借入年度より返済の年度まで、限度額は借入残額の1.0%以内、

農業振興資金利子補給 借入年度より返済の年度まで、借入残額の3.0%以内、

農業経営基盤強化資金利子助成 借入年度より返済の年度まで、借入残額の1.0%以内、

畜産特別資金利子補給 借入年度より返済の年度まで、借入残額の1.5%以内、

農家負担軽減支援特別資金利子補給 借入年度より返済の年度まで、借入残額の1.0%以内、

中小企業者災害復旧資金利子補給 借入年度より返済の年度まで、借入残額の1.8%以内、

青果用春バレイショ緊急対策資金利子補給 借入年度より返済の年度まで、借入残額の2.5%以内、

以上7件をそれぞれ設定するものであります。

続いて、9ページをお願いいたします。

第3表 地方債 起債の目的として、合併特例事業に、限度額2億7千60万円、これは町道整備及び合併振興基金積立などでございます。

過疎地域自立促進特別事業に9千8百80万円、これは山川・根占航路にかかります、航路運航推進協議会及び南鹿兒島湯ったり船旅きばれ交通ネットワーク協議会への補助金、食の自立支援事業、未就学児に対します地域子育て支援事業や営農指導員設置、保育所保護者負担金軽減事業など16のソフト事業に係る分です。

漁港建設事業に1千4百90万円、これは伊座敷漁港地域水産物供給基盤整備に係る分です。

水産業振興事業に1千3百50万円、これは種子島周辺漁業対策事業の畜養施設整備に係る分です。

道路橋梁整備事業に1億7千8百10万円、これは古里竹之浦線、主要地方道鹿屋吾平佐多線、及び橋梁整備にかかわる分でございます。

住宅建設事業に7千3百50万円、これはまち住宅非現地立替事業に係る分でございます。

消防施設整備事業に7百万円、これは積載車の更新に充て、臨時財政対策債に2億円、以上8件、合計8億5千6百40万円をそれぞれ設定するものであります。

起債の方法としては、証書借入又は証券発行、利率は年5%以内、ただし、利率見直し

方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率。

償還の方法、政府資金は、その貸付条件により、銀行その他の資金については、債権者との協定によるものとする。ただし、財政の都合により、据置期間中であっても繰上償還し、償還年限を短縮し又は低利債に借り換えることができるものとする。

以上、一般会計についてよろしくお願い申し上げます。

町民保健課長（田中明郎君）

議案第62号 平成26年度南大隅町国民健康保険事業特別会計予算、平成26年度南大隅町の国民健康保険事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ14億6百80万円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

（一時借入金）第2条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は7千万円とする。

（歳出予算の流用）第3条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

（1）保険給付費の各項に計上した予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

以上、よろしくお願い申し上げます。

建設課長（伊比礼純一君）

それでは、22ページをお開きいただきたいと思います。

議案第63号 平成26年度南大隅町簡易水道事業特別会計予算、平成26年度南大隅町の簡易水道事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ5億8百66万3千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

（地方債）第2条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表 地方債」による。

25ページをお開き下さい。

第2表 地方債、起債の目的 簡易水道事業、限度額 1億4千4百20万円、起債の方法 証書借入又は証券発行、利率 年5.0%以内、ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率。

償還の方法 政府資金は、その貸付条件により、銀行その他の資金については、債権者との協定によるものとする。ただし、財政の都合により、据置期間中であっても繰上償還し、償還年限を短縮し又は低利債に借り換えることができるものとする。

以上でございます。よろしくご審議、ご決定くださいますようお願いいたします。

支所長（馬見塚大助君）

42ページをお開き下さい。

議案第64号 平成26年度南大隅町診療所事業特別会計予算、平成26年度南大隅町の診療所事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算) 第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ7千7百74万6千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

以上、よろしく申し上げます。

介護福祉課長（水流祥雅君）

引き続き62ページをお開き下さい。議案第65号についてであります。

平成26年度南大隅町介護保険事業（保険事業勘定）特別会計予算、平成26年度南大隅町の介護保険事業（保険事業勘定）特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算) 第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ12億3千6百21万円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(歳出予算の流用) 第2条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 保険給付費の各項に計上した予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

引き続き82ページをお願いいたします。

議案第66号 平成26年度南大隅町介護保険事業(サービス事業勘定)特別会計予算、平成26年度南大隅町の介護保険事業（サービス事業勘定）特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算) 第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1千3百37万3千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

以上、よろしくお願い申し上げます。

経済課長（竹野洋一君）

89ページをお開き下さい。

議案67号 平成26年度南大隅町下水道事業特別会計予算、平成26年度南大隅町の下水道事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算) 第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1億4百76万9千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(地方債) 第2条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表 地方債」による。

92ページをお開き下さい。

第2表 地方債でございますが、起債の目的 下水道事業、限度額 3千百10万円、起債の方法 証書借入又は証券発行、利率 年5.0%以内、ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率。

償還の方法 政府資金は、その貸付条件により、銀行その他の資金については、債権者との協定によるものとする。ただし、財政の都合により、据置期間中であっても繰上償還し、償還年限を短縮し又は低利債に借り換えることができるものとする。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

町民保健課長（田中明郎君）

98ページをお願いします。

議案第68号 平成26年度南大隅町後期高齢者医療事業特別会計予算、平成26年度南大隅町の後期高齢者医療事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1億3千4百89万1千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

以上、よろしくお願いいたします。

議長（大村明雄君）

これから質疑を行います。

議案第61号 平成26年度南大隅町一般会計予算について、歳入歳出一括して質疑はありませんか。

「なし」という者あり

議長（大村明雄君）

次に、議案第62号 平成26年度南大隅町国民健康保険事業特別会計予算について、歳入歳出一括して質疑はありませんか。

「なし」という者あり

議長（大村明雄君）

次に、議案第63号 平成26年度南大隅町簡易水道事業特別会計予算について、歳入歳出一括して質疑はありませんか。

「なし」という者あり

議長（大村明雄君）

次に、議案第64号 平成26年度南大隅町診療所事業特別会計予算について、歳入歳

出一括して質疑はありませんか。

「なし」という者あり

議長（大村明雄君）

次に、議案第65号 平成26年度南大隅町介護保険事業（保険事業勘定）特別会計予算について、歳入歳出一括して質疑はありませんか。

「なし」という者あり

議長（大村明雄君）

次に、議案第66号 平成26年度南大隅町介護保険事業（サービス事業勘定）特別会計予算について、歳入歳出一括して質疑はありませんか。

「なし」という者あり

議長（大村明雄君）

次に、議案第67号 平成26年度南大隅町下水道事業特別会計予算について、歳入歳出一括して質疑はありませんか。

「なし」という者あり

議長（大村明雄君）

次に、議案第68号 平成26年度南大隅町後期高齢者医療事業特別会計予算について、歳入歳出一括して質疑はありませんか。

「なし」という者あり

議長（大村明雄君）

これで質疑を終わります。

お諮りします。

ただいま議題となっております議案第61号から議案第68号までの8件については、議長を除く議員全員で構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査したいと思います。

ご異議ありませんか。

「なし」という者あり

議長（大村明雄君）

異議なしと認めます。

したがって、議案第61号から議案第68号までの8件については、議長を除く議員全員で構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定しました。

引き続き予算審査特別委員会を招集します。

委員長、副委員長の互選をお願いします。

互選に関する職務は、年長の委員が行うことになっております。

全員協議会室をお願いします。

暫時休憩します。

13 : 55
～
14 : 02

（ 予算審査特別委員会 ）

議長（大村明雄君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

委員長に大内田憲治君、副委員長に井之上一弘君が互選されましたので報告します。

▼ 散 会

議長（大村明雄君）

以上で本日の日程は全部終了しました。

次の会議は、3月18日午前10時から開きます。

3月5日からは、予算審査特別委員会となっております。

本日はこれで散会します。

散会 : 平成26年3月4日 午後2時3分